



平成 30 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社くろがね工作所
代表者名 取締役社長 神足 泰弘
(コード：7997、東証第 2 部)
問合せ先 専務取締役 神足 尚孝
(TEL. 06-6538-1010)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、平成 30 年 2 月 27 日に提出する予定の平成 29 年 11 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、今回の内部統制の不備に起因する必要な修正事項は、平成 29 年 11 月期の連結財務諸表及び財務諸表に反映させており、当該連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はありません。

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成 29 年 11 月 30 日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

平成 29 年 11 月期の決算処理過程におきまして、特定の営業拠点において売上計上に必要な契約内容及び完了報告、仕入計上に必要な発注内容及び検収報告等の承認手続きに必要な情報が適切に提供されず、また営業管理部門におけるその確認作業の運用が不十分であったため、売上計上時期の妥当性や仕入原価の処理の妥当性に問題のある処理が確認されました。これは、販売及び購買業務プロセスにおける内部統制の運用に不備があったことに起因するものと判断しております。

主な原因は、当社は平成 28 年 11 月期に 13 期ぶりの復配を果たす等業績の改善傾向にありましたが、第 4 四半期に入り移転その他完工物件が翌期に遅延する状況等が発生し、また建築付帯設備機器事業においても医療物件の着工の延期、中止等、厳しい環境下にあったこと等により、特にマーケットボリュームとして大きい事務用家具部門（東京地区）での目標数字（売上・利益）達成に対するプレッシャーがあったことによるものと認識しております。

2. 事業年度の末日までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記の誤りが事業年度末日後の財務諸表作成の過程で判明したためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、営業管理部門及び購買部門の人員の再配置を行うと同時に、適時・適切な情報共有を図るための業務処理統制における運用プロセスの見直し、補完的に情報の適正性を確認するための証憑の整備等の再発防止策を講じるとともに、役職員全員を対象としたコンプライアンス教育を徹底することなどにより、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

以上